

## 第4章

### 東南アジアにおけるジェンダー問題の発生と展開

田村 慶子

要約：

本稿は、ジェンダーという視点で、伝統社会から独立、国民国家建設を経て、民主化という過程にある東南アジアを、タイ、ベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピンを主な事例として考察するものである。

独立以前の東南アジアの伝統社会では、東アジアや南アジアに比べて、女性の経済的地位は高かったといわれている。これは、多くの東南アジアの家族が凝縮力の弱い双系的親族の結合であったことや、当時の人口が少なかったため、土地よりも労働力が重視されたことが要因で、「女性も外で働いて当然」という社会通念が形成されたのである。ただ、このような相対的な経済的地位の高さは、政治的・社会的地位には決して反映しなかった。女子教育は、植民地期以前の伝統社会では無視されたためである。また、幼児婚や重婚、男性からの一方的な離婚が女性を苦しめていた。

欧米の植民地宗主国やキリスト教会は女子教育にも力を注ぎ、都市部エリート階級の女性の一部は一定の教育を受けて専門職にも従事するようになったものの、女性の地位が向上したとは決していえなかった。女性に貞節と父や夫への従属を奨励し、女子教育はそのような道徳規範の伝達にも力を入れるという、当時のヨーロッパの王朝やキリスト教会の男女の理想像や性的規範も東南アジアに持ち込まれたからである。さらに、20世紀になって東南アジア各地では民族意識が高揚したが、自治や独立の獲得がまず優先され、幼児婚や重婚、女子教育の遅れという問題は、社会全体の問題ではなく「女性の問題」として後回しにされた。東南アジアで唯一独立を維持したタイでも、19世紀末から西欧の教育や思想、システムを取り込んだため、男性優位の家父長制が衣を変え強化された。

独立後の多くの東南アジア諸国は、先進国からの資本・技術の導入と国内の安価な労働力の動員を集中的に行って工業化政策を進めた。若い女性は繊維、履物、衣服製造など労働集約型産業の単純・未熟練労働者として動員されて経済発展を支えた。親は女子よりも男子に教育をつけたがったため、初等教育のみで労働市場に出たのが女性であったためである。また「従順で使いやすい」というジェンダー的なステレオタイプゆえに、男性との賃金や昇進での差別は深刻だった。

一方で多くの政府は社会の基本的単位に家族を位置づけ、女性は労働者として経済発展に貢献すると同時に、家庭内の再生産労働（家事、育児、介護）も行うことを求めた。経済発展に邁進したい政府は社会福祉予算を最小限にしたいため、そのいわば「ツケ」

を女性に負担させようとしたのである。そこにもステレオタイプ化されたジェンダー役割をみることができる。

このような状況が変化し、各国の国家政策にジェンダーの主流化という視点が入るようになったのは、1979年に国連女性差別撤廃条約（CEDAW）が採択されたこと、さらに国によって状況は異なるものの、女性NGOの活動を含む民主化運動の推進であった。しかし、性差別的なジェンダー概念は容易に変化させられるものではない。ステレオタイプのジェンダー規範は、様々な法律、慣習、そして国民のジェンダー意識や日常生活に大きな影響を与えている。さらに重要なのは、女性の社会進出および経済的自立が達成されても、家族・親族内での女性の立場、母・嫁・娘という役割に縛られ続ける限り、すなわちその意識を再生産する家父長的な規範から解放されなければジェンダーの主流化は困難であり、「女性の解放」は達成されないことであろう。

キーワード：

ジェンダー、性別役割、家父長制、女子教育、カルティニ、幼児婚、重婚、家族イデオロギー、女性差別撤廃条約（CEDAW）、ジェンダー格差指数（GGI）

## はじめに

まず、ジェンダー（gender）とは何を意味するのかを確認しておきたい。ジェンダーとは、生物学的な性のあり方を意味するセックス（sex）に対して、文化的、社会的、心理的な性のあり方を指す用語である。「女はこうあるべき」「男はこうあるべき」といった社会的格付けや、「女らしさ」「男らしさ」といった「らしさ」に含まれる諸要素を意味している。このような男女間の関係性や、男性と女性が担う役割に関する様々な理解の仕方は、時代や場所、文化に応じて異なる。「女らしさ」「男らしさ」についての理解さえ、時代や場所によって異なる。つまり、こうした諸々の理解の仕方は社会的に構築されたものである。

さらに重要なのは、このジェンダーのカテゴリーの区別は、決して中立なものではないことである。「女らしさ」「男らしさ」に含まれる諸要素と特徴の間には、後者が前者に対して上位にあるという価値のヒエラルキーを伴い、ジェンダーの図式は、明らかに男性による女性の支配の構図を生み出している。「男らしい」ということは文明や客観性、自立や強さと、「女らしい」ことは自然や主観性、従属や弱さと結び付けられ、男性は女性よりも価値ある存在として見なされた。

東南アジアにおいては、植民地期以前からイスラムやキリスト教、ヒンドゥー教、仏教、さらに儒教的規範を含めた多様な文化において規定される性別役割は根強く、多くの倫理規範は女性に対して重く課せられ、それが男性による女性の支配を正当化した。

さらに、植民地宗主国の男女の理想像や性的規範が東南アジアに持ち込まれて国家建設の性別役割規範として利用され、独立後の国民国家建設において男性が完全に上位に立った。また、独立後の工業化政策を遂行する上で、労働は「公」と「私」に分化され、家庭内の「女性労働（家事、育児、介護）」がシャドーワーク化することで、男性中心主義的な公私の区別はいっそう強固なものになった。

なお、この権力関係と言ってもいい仕組みを、1960年代のフェミニズム（男性中心主義を改め、女性の社会的・経済的・性的な自己決定権の獲得を目標として展開された運動）の理論は、家父長制という言葉でみごとに分析した。冷戦終了後、多くのイデオロギーがその価値を失うか、揺らいでいるなかにあっても、家父長制は残念ながら東南アジアだけでなく、世界中でほとんど揺らいでいない。

本稿は、ジェンダーという視点で、伝統社会から独立、近代国民国家建設を経て、民主化という過程にある東南アジアを、タイ、ベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピンを主な事例として参照しながら、考察する。

## 第1節 独立以前の伝統社会と植民地期

### 1. 伝統社会

独立以前の東南アジアの伝統社会では、東アジアや南アジアに比べて、女性の経済的地位は高かったといわれている。

タイでは伝統的に農業の基本的な役割は男女共通であったし、相続は均分相続で、北部では家屋は末娘に配分され、東北部においては女性に家の相続権があった。遠くに住んでいても、親が離婚・再婚しても実の親子関係に変化はなく、個人の相続権や成員権を喪失することはなかった。結婚後は妻方居住が一般的であった。特にアユタヤ王朝時代（1351年～1767年）では農民の男性は王や貴族の下で一定期間労働する義務（奉公義務）があったため、男性の留守中に女性がすべての労働をこなさねばならなかったから、女性の高い労働参加率がもたらされたのである。

ベトナム北部ではゾンホ（ゾンは流れ、ホは一族という意味を持つ）と呼ばれる父系の親族集団が形成され、長男が家長として祭壇を継承し、親と同居するという中国の儒教的な規範が強く、南部では末の息子が結婚後に生家で両親と同居するのが一般的であった。ただ、15世紀の法令ですでに女性にも均分相続が認められていたし、市場で働く女性は決して珍しくなかった。相続や居住形態も、実態としてはきわめて状況選択的に決定されていたといわれている。

これらは、多くの東南アジアの家族が凝縮力の弱い双系的親族の結合であったことや、当時の人口が少なかったため、土地よりも労働力が重視されたことが要因であり、「女性も外で働いて当然」という社会通念が形成されたのである。

中国や東南アジア、インドなどからの多様な出稼ぎ移民が作ったシンガポールでは、

華人移民は儒教的規範を、マレー系移民であればイスラム教やマレーの慣習、インド系であればヒンドゥー教の価値観を持ち込んだものの、「女性が外で働くのは当然」であった。移民社会ゆえに舅や姑のいない核家族の割合が高かったことと、女性も働かなければ生きていけない厳しい現実が、彼女たちの経済進出を促したからである。

ただ、このような相対的な経済的地位の高さは、政治的・社会的地位には決して反映しなかった。女性の教育は、植民地期以前の伝統社会においてはほとんど無視されたためである。また、幼児婚や重婚、男性からの一方的な離婚が女性を苦しめていた。

ベトナムの農村社会では、女性は公的な場所からほぼ完全に締め出され、村落行政や祭礼、儀式は男性が主宰した。女性は集会所に足を踏み入れることすら禁止されていた。タイでは女性は13歳を超えて教育を受けることはほとんどなく、教育は授戒できる男子が優先された。1932年の立憲革命直後の33年に普通選挙法が制定され、女性にも男性同様の政治的権利が付与されたが、「村長は男性」と定められた1914年の地方管理法は改正されなかったし、女性国会議員が誕生するのは1949年であった。

## 2. 植民地からの独立と、後回しにされる「女性の問題」

欧米の植民地宗主国やキリスト教会は女子教育にも力を注ぎ、都市部エリート階級の女性の一部は一定教育を受けて医者や弁護士などの専門職にも従事するようになったものの、女性の地位が向上したとは決していえなかった。女性に貞節と父や夫への従属を奨励し、女子教育はそのような道德規範の伝達にも力を入れるという、当時のヨーロッパの王朝やキリスト教会の男女の理想像や性的規範も東南アジアに持ち込まれたからである。その規範が東南アジアの多様な価値や規範において女性に課される性的役割を強化し、女性をより従属的な立場に追いやった。さらに、20世紀になって東南アジア各地では民族意識が高揚したが、自治や独立の獲得がまず優先され、幼児婚や重婚、女子教育の遅れという問題は、社会全体の問題ではなく「女性の問題」として後回しにされた。

例えばインドネシアでは、植民地宗主国のオランダが都市部で作った学校で教育を受けた新しいエリート層が台頭し、民族意識の高揚が見られた。だが、インドネシアの女性解放運動の先駆者といわれるカルティニ（Raden Ajeng Kartini）がオランダの友人に宛てた手紙（1911年出版）にみられるように、女性には中等教育以上の門は開かれず、幼少時に親が決めた相手と結婚し、結婚後は夫に服従せざるを得なかった、一方、男性の重婚は当然視されていた。

貴族階級の家で1879年に生まれたカルティニは、祖父が開明的な人物だったために幼児期から家庭教師についてオランダ語の教育を受け、オランダ人小学校に通ったが、12歳の卒業後は結婚準備のために家庭に引き戻された。しかし、自宅で多くの書物を読み、同胞のジャワ人女性とともに民族的自覚の向上とくに女性の民族的自覚の向上を志したが、親が決めた相手と結婚し、産褥熱のために25歳という若さで亡くなった。カルティニの短い生涯が物語るように、教育を受けていても女性は父や夫に従属する存在とみな

されていたのである。

カルティニ同様に西洋型の教育を受けた少数の女性たちが、1908年に創設された男性の民族主義組織（ブディ・ウトモ＝最高の徳）の女性組織（プトゥリ・マルティカ＝自立した娘）を1912年に設立し、インドネシア人女性の教育の向上、家庭外での活動の支援、自尊心の向上などを目的に掲げて活動し、その後もいくつかの女性組織が結成された。しかし、民族独立の英雄で後に初代大統領となるスカルノ（Sukarno）が、「女性の問題」は独立が達成されてから取り組むべきで、男性の指導者が進める国家利益がまず優先されるべきという方針を取ったために、婚姻の改革は取り上げられなかった。スカルノは、婚姻改革はイスラム教の教義と関連するため、大きな争いの種になるとみなしたのである。自身複数の妻を娶ったスカルノは、そもそも婚姻改革には否定的だったのであろう。

東南アジアで唯一独立を維持したタイでは、1935年という早い時期に近代家族法が制定され、一夫一妻制度が決定した。ただ、この家族法は、男性を家長とする家族、家族内での女性の父や夫への服従を合法化するもので、妻は自らの意思で財産の管理や契約は出来ない、結婚後は夫の姓を名乗る、子どもの親権は父親が持つ、夫は妻の不倫を理由に離婚することが出来るが、妻にはその権利が認められないなど、「タイ式家父長制の誕生」あるいは「エリートのビクトリア化」とも評されている。近代化を急いだタイ政府がイギリスのビクトリア王朝的な家族観や男女規範をモデルにしたからである。タイ人男性が多くの「妻」を持つことは、1980年代まで当たり前のことであった。植民地にならなかったものの、タイは西欧の教育や思想、システムを取り込んだため、男性優位の家父長制が衣を変え強化されたといえる。

イギリスの植民地シンガポールでも、女性には中等教育以上の門はほとんど開かれておらず、多くの女性は無教育か小学校程度の教育しか受けられなかった。したがって、「女性の戸外労働は当然」ではあっても、彼女らの職業はメイドなどの家庭内労働者や建設現場の労働者あるいは娼婦がほとんどで、多くは社会の最底辺の低賃金労働者であった。1950年代になっても、「重婚と離婚率の高さは驚くべきものである。婚姻法など存在しない。男性が女性を弱き者としてしか見なさないために、女性はあらゆる残虐行為に苦しんでいる」といわれていた。

1950年代には民族意識が高揚し、ミッション系の英語学校で教育を受けた女性によってシンガポール女性評議会が1952年に結成され、抑圧的な男女関係の変革と女性の権利擁護をよびかけた。評議会は当時結成されていたいくつかの政党に重婚禁止などを盛り込んだ婚姻法の制定をもとめたが、多くの政党の反応は鈍かった。

女性評議会の呼びかけに積極的に応じて、党の政策綱領に重婚の禁止や女性の地位向上を謳ったのは、1954年に設立されたばかりの人民行動党（People's Action Party）であった。それは、イギリスから内政自治権を得ることに伴う1959年の初の総選挙で勝利するには全体の49%にのぼる女性票を獲得する必要があったこと、さらに、当時の人民行

動党は、非合法化されていたもののマラヤ共産党の影響を受けた左派の女性活動家を多く抱えており、彼女らが強く要求したためである。総選挙で大勝して英連邦内の自治領シンガポールの与党となった人民行動党は、1961年に女性憲章（Women's Charter）を発表した。

女性憲章は、①イスラム教徒以外には一夫一妻制度を義務付け、重婚や幼児婚は禁止する、②夫と妻はすべての事柄において平等な権利と義務を持つ、ただし夫のみが配偶者の生活を維持する義務を持つ、③女性は婚姻によって法的権利と義務を失うことはなく、結婚前の姓を自由に使用することができる、など、同時期の東南アジアでは画期的で、また欧米における女性関係の法令に比べてもきわめて進歩的なものと評価されている。公務員の男女同一賃金が1965年から導入されることも決定した。

しかし、1960年代に党内から左派勢力が一掃されたこと、1965年8月の独立以後は、次章で述べるように、経済発展優先の政策のなかで従来の女性の権利擁護や男女平等の達成という視点は欠落していった。

## 第2節 独立後の国家建設と女性

### 1. 女性低賃金労働者の経済的動員とジェンダー

独立後の多くの東南アジア諸国は、先進国からの資本・技術の導入と国内の安価な労働力の動員を集中的に行い、輸入代替工業化および輸出指向型工業化政策を進めた。若い未婚女性は繊維、履物、衣服製造など労働集約型産業の単純・未熟練労働者として動員されて経済発展を支えた。親は女子よりも男子に教育をつけたがったため、初等教育のみで労働市場に出たのが女性であったためである。また「従順で使いやすい」というジェンダー的なステレオタイプゆえに、男性との賃金や昇進での差別は深刻で、女性労働者に扶養家族がいても家族は免税措置が受けられないなど、税制面でも女性は差別された。女性もまた「家族のため、兄や弟のため」という家父長的な規範を内在していた（させられていた）ために、単純・未熟練労働者として安価な給与と差別的な待遇で働くことを受け入れたのである。

例えば、1960年代から1970年代末までのタイの輸出産業の中心は繊維産業であったが、繊維産業で働く70～80%の労働者は農村出身の若い女性であった。またタイの繊維産業の女性の賃金は1980年であっても1時間当たり0.5ドルで、これは韓国1.5ドル、台湾と香港、シンガポールが1.4ドルと比べてかなり安価である。なお、1980年で繊維産業を含むタイの製造業全体の女性賃金は男性の63.5%でしかない。男性と比べても、また、近隣の諸外国と比べても安価な農村の未熟練若年女性が、タイの輸出産業の発展に大きく貢献したと言える。

フィリピンでもエレクトロニクスや衣服産業などの労働集約型の輸出産業では、若い未婚の女性労働者が好まれた。1984年エレクトロニクス産業で働く労働者の85%は女性

で、1980年代輸出加工区全体の労働者の70%は女性であるが、管理職レベルの被雇用者は圧倒的に男性である。これは2001年でもあまり変わらず、衣料・繊維の77.5%、エレクトロニクス産業の労働者の72%は女性である。

インドネシアでも同様に、1980年で農村女性の80%近くは農業に従事し、約8%のみ製造業部門で働いていたが、その賃金は男性の約半分であった。90年になると農村女性の約10%、都市部女性の約18%が製造業部門で働いたが、男性の賃金は女性の約2.5倍と拡大した。

## 2. 家族イデオロギーの強化

一方で多くの政府は社会の基本的単位に家族を位置づけ、女性は労働者として経済発展に貢献すると同時に、家庭内の再生産労働（家事、育児、介護）も行うことを求めた。経済発展に邁進したい政府は社会福祉予算を最小限にしたいため、そのいわば「ツケ」を女性に負担させようとしたのである。そこにもステレオタイプ化されたジェンダー役割をみることができる。女性は、家族イデオロギーのもとで、アンペイドワークも担わされることで、経済発展に貢献した。

### (1) インドネシアとフィリピン

インドネシアでは1965年9月30日事件が起こり、それまで女性の権利を主張して一夫多妻制に反対してきた女性組織が、スハルト（Suharto）政権による粛清の対象となった。以後、インドネシアの女性運動はイスラム社会団体傘下の女性組織や官制女性組織を中心とする政権寄りのものへと変容していった。その意味で、9月30日事件はインドネシア女性運動史における歴史的な転換点であったと考えられる。

スハルト政権は「女性の天性の特質」をキーワードとして、女性の家庭人としての義務と役割を重視する母性主義を国家的なイデオロギーとした。政府の母性主義的なジェンダー規範と社会統制の意図は、一夫多妻制への制限を緩やかにし、「夫は家長であり、妻は主婦である」と規定し、「夫の扶養義務とともに、最善を尽くして家事を行うことが妻の義務である」と謳った1974年婚姻法に見てとれる。1978年の「国策大綱」には女性政策形成のメルクマールとされる「女性の5つの任務」が明記された。①妻として、②若年世才の教育者、導き手である母として、③家庭の管理者として、④職業を持つ労働者として、⑤社会組織とくに女性団体、社会団体などのメンバーとして、とする5つの任務のうち最初の3つが家庭人としての役割であったように、妻そして次世代を担う母の役割が重要視されている。

さらに、スハルト政権は、スカルノ時代から結成されていた公務員の妻たちの組織を官制女性組織として再編し、非軍人公務員の妻と女性公務員が加入する組織、軍人の妻が加入する組織、農村地域の組織などを作った。これらの組織はそれぞれの組織内部のヒエラルキーが夫の職階に従属し、妻の組織活動が夫の評価にも影響を与えるとされ、

夫に従属する妻という国家イデオロギーを体現したものとなった。スハルト政権期の社会政策において、「主要な犠牲者は女性であった」といわれる所以がここにある。

フィリピンでは、女性の中心的な役割は子育てであるとの前提に立ち、「母親としての女性」が働く条件が整えられた。1949年に制定された家族法は、「夫には妻と家族の扶養義務があり、妻の役割は家庭の運営者である。夫の収入が家族にとって十分であり、正当な理由があれば夫は妻の職業や商業活動に異議申し立てをすることができる」と規定した。しかし、輸出指向型産業の推進のなかで女性労働力への需要が高まると、男女雇用の法的平等化も推進され、1974年の新労働法では労働条件における女性に対する差別行為を禁止した。

ただ、1970年代以降の女性の労働力参加率や就業率の増加の実態は、女性が輸出加工区の不規則な低賃金労働者として、その下請け労働者として、法に守られない不安定な雇用条件の下で労働市場に参加していると推定されている。

## (2) シンガポール

1965年にマレーシアから分離・独立したシンガポールでは、マレー系が多数を占めるインドネシアやマレーシアとの摩擦や対立を抑え、かつ国内の華人、マレー系、インド系などの間で対立が起こらないようにするために、強力な国家主導型の政治と経済発展が目指された。女性国会議員は1968年から姿を消し、これまでの女性の権利擁護や男女平等の達成という視点は欠落していった。「家長は男性であるから」という理由で、女性公務員の扶養家族は免税措置や医療費優遇が受けられない、シンガポール人女性と結婚した外国人男性の市民権取得はほとんど不可能（その逆は自動的に付与される）で、大学医学部に入学する女子学生は結婚すると辞めるからという理由で、比率が低く抑えられるなど、封建的考え方に基づく女性差別は温存された。もっとも、都市国家が持つ唯一の資源が人口であるため、女性にも一定程度の教育を与えて労働市場に積極的に動員した。ただ、1980年の女性の平均賃金は男性の61%に過ぎなかったことからわかるように、女性は、他の東南アジア諸国同様に、「従順で使いやすい」単純・未熟練労働者とみなされた。

ただ、1979年から開始された「第二次産業革命」は、男女を問わず労働者の質的向上に大きく貢献した。この政策は労働賃金を上昇させることで、労働者に高技術習得の誘因を与え、かつ、経営側に生産性の引き上げと低技術・労働集約部門の近隣諸国への移転を奨励し、高技術・資本集約型の産業を誘致して産業構造の高度化を図るというものである。1990年代にはいるとさらに知識・情報集約型産業の誘致も行い、シンガポールをアジアの金融・サービスの一大センターにする政策も打ち出された。

産業の高度化政策とサービス産業への重視は、女性の労働市場進出を加速化させたものの、1994年に政府は「社会の基本的な単位は家族」という考え方の下、①愛、ケア、関心、②相互信頼、③親孝行、④コミットメント、⑤コミュニケーション、から成る「家



族の価値」を公表、高齢者、夫や子どもの世話をする家庭の主婦として女性の枠割を強調した。1995年には、経済的自立が困難になった親が子どもに経済的支援を求めることができるという、親孝行を義務付けた「両親扶養法」まで制定した。法律まで施行して家族相互の関係を密にしようとした背景には、高齢化社会への対応と社会福祉予算の削減であろう。少子高齢化が急速に進むシンガポールでは、2020年までに60歳以上が人口の28.5%を占めると予想されているが、政府は「安易な弱者救済をしない」という方針の下、社会福祉予算を切り詰めて経済発展に邁進してきたため、高齢者の介護や育児を社会化するのではなく、女性が担うことを期待したのである。

### (3) ベトナム

一方、社会主義体制のベトナムでも、ステレオタイプ的なジェンダー規範は「社会主義的装い」をしながら強化された。ベトナム民主共和国（北ベトナム）の1956年土地改革では女性にも男性同等の土地耕作の権利が与えられ、1959年に制定された「家族・婚姻法」には「夫婦は平等で、互いに助け合って前進し、社会主義建設と祖国防衛に積極的に関与し、その子どもを有益な市民として共に育成する」と明記されたが、これらは前線で戦う男性に代わって、女性に生産と郷土の防衛を担うことを奨励するためである。このため、女性は戸外労働も家事・育児も負担しなければならなくなった。また女性の処女性が国家の独立と結びつけられて尊重されたことと、男性が家長として家族の祭壇を守るという伝統意識のため、男児優先と母性への肯定意識は根強く、不倫による妊娠・出産は出征中の夫への服従に反するためとして未婚の母は認められないなど、儒教が新しい形を取ったような社会主義的美徳が女性に押し付けられた。ただ、「家族・婚姻法」は1986年に「非嫡出子は嫡出子と同等の権利を保障し、その母親も正式に結婚している母と同様に出産休暇やその間の給与保障を受けられる」と改正された。長い戦争によって相手を見つけることが難しくなった未婚女性が不倫で妊娠するケースが相次いだためである。

ベトナム戦争終結後は、軍隊で高い地位にあった男たちが帰郷して党支部や国営企業などの幹部になり、党支部や国営企業、退役軍人会という大きな影響力を持つ組織はほとんど男社会となった。戸外労働に加えて家事・育児の負担は女性、「非日常的な党や国家の大仕事」は男性が行うという性的役割分担がなされた。社会主義下で職業的な平等が確保されればされるほど、家庭内の女性の仕事量が増えたのである。

### 第3節 ジェンダーの主流化を目指して

国家の経済発展や開発のなかで女性が男性を同じように便益を得ていないのではないかという問題意識が国際社会で示されたのは、1970年代のことであった。女性が男性と同様に開発過程に参加でき、開発の便益を受けられるようにすることを掲げた「開発と

女性」という考え方が確立され、1976年から1985年の「国連女性の10年」を通じて世界中に広まった。国連で1979年に女性差別撤廃条約（CEDAW）が採択、1981年に発効されたことも、各国の開発政策や開発計画に女性を対象とする事業やプログラムが追加されることを後押しした。ただ、わずかな資金や人的資源を人口の半分を占める女性に振り当てただけで、大半の資金や資源が従来通りの開発や経済政策に配分され、女性が置かれている不利な状況は変わらない、さらに、性別役割分担に基づいて女性が家事労働を無償で担っている現実が見えにくくなるだけでなく、開発プロジェクトに女性が動員されることで、却って女性の負担が増すこともあるということが明らかになった。

その反省として1980年代後半から「ジェンダーと開発」という考え方が提唱された。これは女性だけに焦点を当てるのではなく、女性のエンパワーメントを通じて性別格差を是正、解消することを目指した。さらに1990年代になると、すべての分野の政策、プログラムの立案、策定、実施、評価にジェンダーの視点を組織的・制度的に組み込むこと、女性の意思決定への参加を促進するという「ジェンダーの主流化」という考え方が示され、国際的に定着するようになった。1995年の第4回世界女性会議（北京）以後は、ジェンダーの主流化は国連機関、各国政府、NGOにとって取り組むべき課題とされたのである。

東南アジア各国で、1970年代後半から1980年代になって女性の地位の向上が謳われ、国家政策にジェンダーの視点が入るようになった大きな要因の1つは、このような国際社会の動きであった。さらに国によって状況は異なるものの、女性NGOの活動を含む民主化運動がもう1つの大きな要因となった。

民主化運動が大きな役割を果たしたのは、インドネシアとフィリピンであろう。

インドネシアでは、スハルト体制崩壊後、それまでの中央集権的で抑圧的なあらゆる政策が見直しの対象となった。1999年に新たな国策大綱が策定され、女性の地位と役割の項目に「ジェンダーの平等と公正」「女性組織の役割の質と自立性を向上させる」という文言が挿入されるなど、明確なジェンダーの主流化政策が打ち出された。1999年にはこれまでの女性問題担当相が女性エンパワーメント担当国務相に改称され、2000年には国家開発庁から出された「国家開発計画2001～2005年」にも女性のエンパワーメントという章が新たに設けられた。その中では女性の人権や、政治における女性の権利の保障、ジェンダーバイアスのある法律の改正あるいは撤廃などが指摘されている。2001年に女性のメガワティ（Diah Permata Megawati Setiawati Sukarnoputri）大統領が誕生したことは、イスラムの文化が支配するインドネシアで女性の政治参加の促進にはずみをつけたと言われ、2003年には、多くの女性NGOが結集したインドネシア女性連合などの活動によって、各党は国民代表議会と地方議会選挙において候補者の30%を女性とするという法案が可決されて、一定の成果を挙げている。

1965年から長期政権を続けたマルコス（Ferdinando Marcos）大統領を1986年の大規模な民主化運動で追放したフィリピンでは、市民社会とりわけ女性NGOが国家政策にお

けるジェンダー主流化のために活発なロビー活動を行い、政府もまた民主化を進めるために女性の地位向上を積極的に推進した。1987年に制定された新憲法には、法の下での男女平等や、社会的弱者に下院議席の20%（50議席）を割り当てるというパーティリスト制度などが明記された。また家族法が新たに制定され、夫の妻の双方が海外赴任者、一家の稼ぎ手、家庭の運営者として想定され、夫が妻の賃労働に異議申し立てをする権利は失われた。1994年には開発における女性の視点の導入および女性の参画をめざし、国際援助の最低5%をジェンダー主流化のための事業に割り当てることも決定した。

タイでは1975年の第4次開発計画に初めて女性の問題が入り、①雇用の基盤としての教育の充実、②男女平等の雇用と職業訓練、③女性を差別する法律の改訂、が行われることになった。1981年にCEDAWに調印・批准すると、1989年には政府内に女性問題国家委員会が独立機関として設置された。「村長は男性」という地方管理法が1982年に改められ、民主化の進んだ1990年代になると、インドネシアやフィリピンほど劇的ではないが、男性を家長とする家族および家族内での女性の父や夫への服従を合法化した家族法の一部や、タイ国際航空が男女で異なる退職年齢を設定していた（男性60歳、女性45歳）ような、政府関係機関での男女で異なる退職年齢も是正された。

強権的な人民行動党政府が国民の自由な政治活動を極端に制限し、またNGOの活動も厳しく取り締まっているために、シンガポールの市民社会の活動はインドネシアやフィリピン、タイに比べてきわめて低調であった。しかし、1980年代後半になると、ジェンダー主流化を求めて声を上げる女性たちが登場した。その直接のきっかけは、政府が高い教育を受けた女性の低出生率を懸念して、高学歴女性には多産を、低学歴女性には避妊を奨励するという1983年の政策であった。これは高学歴女性の子どもは遺伝的に優秀というのが理由であるが、最も恩恵の受けるはずの高学歴女性が反対の声を上げ、すべての分野における女性の参加と意識の向上の促進などを掲げた「行動と研究のための女性協会（AWARE）」というNGOを結成し、政策の再考を求めた、高学歴女性に多産を奨励する政策は1985年に廃止された。

#### 第4節 縮小しないジェンダー格差

表1は、世界経済フォーラムが発表したフィリピン、シンガポール、ベトナム、タイ、インドネシアのジェンダー格差指数（GGI）の国別順位と各分野の主な指標である。GGIは国別の開発段階とは無関係に、国内の男女差を経済参加・機会、教育達成、健康・生存、政治エンパワーメントの4分野12指標で計る<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 4分野12指標は以下である。(1)経済参加・機会：①男性に比しての女性の労働力率、②類似の仕事について男女の賃金平等率、③女性の稼得所得の対男性比、④立法者、管理的職業に占める女性の割合、⑤専門的技術的職業に占める女性の割合。(2)教育達成：①男性に比しての女性の識字率、②男児・男性に比しての初等・中等・高等教育の女兒・女性の就学率。(3)健康・生存：

表 1. ジェンダー格差国別順位と指標内訳 (対象国 144 カ国、2016 年)

国	順位	所得 (M=1.0)	15 歳以上の 労働参加率 (%)	行政官・上 級公務員・ 管理職に占 める女性比 率 (%)	国会に占め る女性議員 (%)	教育達成 (M=1.0)
フィリピン	7	0.69	F=52 M=81	47%	26.9%	1.0
シンガポール	55	0.89	F=66 M=82	34%	24.0%	0.95
ベトナム	65	0.83	F=76 M=89	26%	24.3%	0.98
タイ	71	0.71	F=70 M=86	34%	6.0%	0.99
インドネシア	88	0.48	F=53 M=86	20%	17.1%	0.99

(出所) World Economic Forum (2016) *The Global Gender Gap Report 2016*.

(注) M=男性、F=女性を示す。所得と教育達成は、男性を 1.0 とした場合の女性の比率を表す。なお、日本は総合 101 位である。

調査対象 144 か国中総合 7 位、東南アジアでは第 1 位と男女格差がかなり小さいフィリピンでは教育達成に男女の差はないどころか、初等・中等・高等教育機関の就学率は男性よりも女性の方が高い。行政官・上級公務員・管理職のほぼ半数は女性である。マルコス大統領追放後の民主化運動において、ジェンダー主流化が積極的に推進されたことが反映している。ただ、男女同一労働同一賃金が法的に確立していないため、女性の所得は男性よりもかなり低い。また、女性政治家には男性政治家の親族が多く、親族に男性の有力政治家がいないと女性は政界に進出できないため、女性の政治進出も進んでいない。パーティリスト制度の社会的弱者には先住民や貧困層なども含まれるため、女性議員の数はそれほど増えていない。

また、「女性が男性と同様に生産労働者になることに異議はないが、家庭内での性別役割が転倒することは好ましくない」という世論は根強いいため、法が整備されて女性の経済・社会進出が進んでも、女性は却って深刻な二重の負担を背負うことになる。フィリ

①新生児の男女比率、②男性に比しての女性の健康寿命。(4)政治エンパワーメント：①女性国会議員の割合、②閣僚の女性比率、③男性に比しての最近 50 年間の女性国家元首の在位年数。

ピンでは再生産年齢の女性は労働市場から撤退しない。では誰が家庭内の再生産労働を担っているのだろうか。全女性就業者の約 10%が家事労働者として雇用されている（2001 年）ことからわかるように、一部の女性は、低所得者の提供する家事サービスあるいは親族との相互扶助によって、労総市場に参加している。それらを調達するのが難しい女性は、家事と両立させながら安価な賃労働に従事していると思われる。

加えて、1980 年代から急増した女性海外労働者は、それぞれの家庭を仕送りで支え、国家経済に貢献しているにもかかわらず、「彼女らは性別役割分担から逸脱する存在」として非難されてもいる。フィリピン政府は、女性の海外労働を奨励しつつ、どのように国内の再生産労働を確保するのであろうか。

スハルト体制崩壊後に民主化がかなり進展したインドネシアであっても、女性の平均所得は男性の半分以下で、行政官・上級公務員・管理職に占める女性比率は低く、政治進出も進んでいない。また、国策大綱に掲げられた「ジェンダーの平等と公正」は「女性の天性の特質」から逸脱しない限りにおいて認められるという言説は、特にイスラム関係者に根強い。また、地方自治の拡大にともなって、イスラム法の施行を政令として定めようとする地方政府がいくつか現れている。女性が政策決定に参画できる状況が保障されていないなかで進められるイスラム法施行への動きは、ジェンダーの主流化政策に逆行するものだろう。地方に下部組織を持たない女性エンパワーメント担当国務相の力はあまり大きくない。

シンガポール政府は、女性 NGO の働きかけに加えて深刻な人手不足ゆえに、女性差別的な法を改正して女性の社会進出を奨励している。女性国会議員も 20%を超えた。そのため総合順位は 2010 年の 65 位から 55 位に上がっている。ただ、再生産労働は 2016 年で約 22 万人にもものぼる外国人家事労働者が担う。介護の必要な高齢者や幼児のいる家庭は外国人家事労働者を雇用しやすいような税の優遇措置を受けられるため、このような家庭の 49%が外国人家事労働者を雇っている。「家庭内労働は女性の仕事」という考え方ゆえに、家事労働者は女性でなければならない。雇用が難しい女性は親族ネットワークなどを活用する。シンガポールのジェンダーの主流化は、近隣諸国の貧しい女性たちに支えられているといえるのかもしれない。

タイ女性の政治参加は、他の東南アジア諸国に比べるとかなり遅れている。女性議員の割合が極めて低いため、女性労働者問題を議論することが困難な状況にあるといえよう。ベトナムでは、1986 年に開始されたドイモイによって市場原理が導入されると、教育の無償制度や配給制度が廃止され、国営企業で働く労働者の社会福祉が削減されたため、貧富の格差が拡大している。所得上位 20%と下位 20%の差は、1990 年の 4.1 倍から 2002 年の 8.1 倍となり、現在もさらに拡大しているといわれている。家庭内再生産労働の負担に加え、女性の生産労働の負担はさらに重くなっていると考えられる。

第 4 回世界女性会議（北京）からすでに 20 年以上が過ぎ、東南アジア各国も「ジェンダーの主流化」に取り組み、一定の成果は上げている。しかし、性差別的なジェンダー

概念は容易に変化させられるものではない。ステレオタイプ的なジェンダー規範は、様々な法律、慣習、そして国民のジェンダー意識や日常生活に大きな影響を与えている。さらに重要なのは、女性の社会進出および経済的自立が達成されても、家族・親族内での女性の立場、母・嫁・娘という役割に縛られ続ける限り、すなわちその意識を再生産する家父長的な規範から解放されなければジェンダーの主流化は困難であり、「女性の解放」は達成されないことであろう。

## 参考文献

### <日本語文献>

- 浅川美和子 (2001) 「タイ国における女性労働者の地位と役割および社会政策の発展」『立命館大学国際関係論集』 第一号、99～126 ページ。
- 岩井美咲 (2004) 「家族と社会主義」 櫻井由射雄編『もっと知りたいベトナム』 第二版、弘文堂、264～278 ページ。
- 大形里美 (2004) 「インドネシアの女性運動とジェンダーの主流化」 田村慶子・織田由紀子編『東南アジアの NGO とジェンダー』 明石書店、185～234 ページ。
- 織田由紀子「ジェンダーの主流化とは」 田村慶子・織田由紀子編『東南アジアの NGO とジェンダー』 明石書店、11～38 ページ。
- 小林憲子 (2008) 『インドネシア：展開するイスラーム』 名古屋大学出版会。
- 篠崎正美・田村慶子編 (1999) 『アジアの社会変動とジェンダー』 明石書店。
- 田村慶子「シンガポールにおけるジェンダーの主流化と NGO: メリトクラシーの熱い壁」 田村慶子・織田由紀子編『東南アジアの NGO とジェンダー』 明石書店、pp.117-146.
- 中谷文美 (2010) 「開発のなかの女性と家族：インドネシア・新秩序体制下の女性政策」 永津一史・加藤剛編『開発の社会史：東南アジアにみるジェンダー・マイノリティ・境界の動態』 風響社、145～186 ページ。
- 石井正子「フィリピンの開発過程と女性労働政策」 永津一史・加藤剛編『開発の社会史：東南アジアにみるジェンダー・マイノリティ・境界の動態』 風響社、187～224 ページ。
- 林玲子・柳田節子監修、アジア女性史国際シンポジウム実行委員会編 (1997) 『アジア女性史：比較史の試み』 明石書店。

### <外国語文献>

- Alonza, Ruperto et al. (1996) “Women in the Labour Market in the Philippines,” Horton, Susan ed., *Women and Industrialization in Asia*, Routledge, pp.244-283.
- Andaya, Barbara Watson ed. (2000) *Other Past: Women, Gender and History in Early Modern*

- Southeast Asia*, Center of Southeast Asian Studies, University of Hawaii at Manoa.
- Benjamin, Dwayne (1996) "Women and the Labour Market in Indonesia during the 1980s," Horton, Susan ed., *Women and Industrialization in Asia*, Routledge, pp.81-133.
- Blackburn, Susan & Helen Ting eds. (2013) *Women in Southeast Asian Movements*, National University of Singapore Press.
- Jackson, Peter A. & Nerida M Cook ed. (1999) *Genders and Sexualities in Modern Thailand*, Silkworm Books.
- Phananiramai, Mathana (1996) "Changes in Women's Economic Role in Thailand," Horton, Susan ed., *Women and Industrialization in Asia*, Routledge, pp.274-306.
- Stivens, Maila ed. (1991) *Why Gender Matters in Southeast Asian Politics*, Centre of Southeast Asian Studies, Monash University.
- Songsamphan, Chalidaporn (2012) "Private Family, Public Contestation: Debate on Sexuality and Marriage in the Thai Parliament," Hayami, Yoko et al eds., *The Family in Flux in Southeast Asia: Institution, Ideology, Practice*, Kyoto University Press and Silkworm Books, pp.87-104.
- Yamada, Naoko (2012) "Intertwining Norms and Laws in the Discourse of Polygamy in Early Twentieth-Century West Sumatra," Hayami, Yoko et al eds., *The Family in Flux in Southeast Asia: Institution, Ideology, Practice*, Kyoto University Press and Silkworm Books, pp.63-86.